

第4回定例会一般質問

23番 日本共産党 斉藤 由美子

1. はじめに、放課後児童クラブについてお聞きします。

大分市において「児童育成クラブ」と呼ばれる「放課後児童健全育成事業」、いわゆる「放課後児童クラブ」(以下、学童保育)は、児童福祉法に基づく施設であり、保護者が労働・疾病・介護などで、日中家庭にいない子どもたちを対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら 健全な育成を図るための施設です。

長年、子どもたちの安全確保や、学童保育の質の向上を願う、保護者や関係者の運動は全国に広がり、2015年4月の「子ども・子育て支援新制度」導入を機に、全国一律の設置基準が定められました。学童保育の大きな転換期であり、ようやく質の向上に一步踏み出したと喜んだのは記憶に新しいところです。

ところが安倍政権は、改善された学童保育の職員配置や、資格を定めた国の基準を、事実上廃止する方針を打ち出しました。すでに、11月19日に行われた内閣府の「地方分権改革」有識者会議で了承されており、このままいけば12月下旬には閣議決定されることが予想されます。

政府は、学童保育の職員確保が困難という地方の声を引き合いに、これまでの「従うべき基準」を「参酌すべき基準」に、つまり、必ずしも従わなくて良い基準に変えてしまうというものです。そうなれば、設置基準は市町村が自由に決めることになり、専門的な資格や経験のないおとなが、一人で多くの児童と関わることも容認されることとなります。しかし、子どもたちの命を守り、健全な育ちと安心して過ごせる環境を保障するためには、設置基準の廃止は決して容認できることではありません。今後、本市が、これまでの設置基準をどのように認識するかが問われることとなります。そこで、質問いたします。

(1)大分市の児童育成クラブにおいては、子どもたちが放課後安心して過ごせる環境を保障する為、今後も引き続き「定められた設置基準」を堅持し、運営することを基本にすべきと考えます。見解を求めます。

2. DV被害者支援、配偶者暴力相談支援センターについて質問いたします。

近年、性暴力・性被害の問題が拡大し、被害者が死亡する事件も相次いで起こっています。また、児童虐待とDVが同時に起こっている実態がようやく認識されるようになり、各自治体において、配偶者から暴力を受けた被害者を適切に保護し、支援する体制が求められています。

「配偶者暴力相談支援センター」、通称「配暴センター」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、いわゆる「DV防止法」に基づき、DV被害者支援機能を有する機関であり、各相談関係機関との連絡調整などを行う専門機関です。

2001年にDV防止法が成立する以前は、夫婦間や恋人間の性暴力は、「痴話げんか」として片づけられ、警察の介入は、よほどのことがない限りありませんでした。しかし、パートナー間の性暴力は表面化しにくく、被害の長期化や当事者の孤立などが深刻な問題と認識され、さらに、「面前DV」は児童虐待防止法でも認定されるに至りました。

これらの問題に対応するために、子どもも含めて「保護命令」を下すことができるのが、この配暴センターです。

以前は、都道府県のみ設置が義務付けられていましたが、その後の法改正により、市区町村も努力義務となっています。現在、政令指定都市以外にも広がり、本年10月1日現在、全国でその数は282となっています。

先月、明石市の配暴センターを視察させて頂きました。今年4月に、中核市へ移行したばかりの明石市は、来年4月、全国の中核市で3例目となる児童相談所の開設を予定しています。一方で、DV対策については、DV防止法に基づく「明石市配偶者等暴力対策基本計画」を包含して推進されています。相談内容の複雑化や緊急性、相談件数の増加に伴い、2014年4月に配暴センターを設置されたそうです。保護命令に基づく一時保護施設を有し、資質向上の取組みとして、相談員へのスーパーバイザー研修や各層にむけた庁内研修などを行いながら、支援体制の充実強化が図られています。

大分市においては、去る10月9日、佐藤市長に対し、弁護士・精神科医・大学教授・社会福祉士などで構成する団体から、配暴センター設置などを求める要望書が提出されました。

配偶者からの暴力にいち早く対応するためには、今後、ワンストップで対応が可能となる配暴センター機能は必要不可欠であり、市民にとって相談しやすい体制づくりは急務です。そこで、質問致します。

①本市においても、配偶者暴力相談支援センターを設置すべきと考えます。見解を求めます。

これまで、私もいくつかのDV相談をお受けしましたが、県内のDV被害者支援体制は、まだまだ十分とは思えません。これから、専門的で切れ目のない支援体制を作り上げるには、一定の時間も要します。しかしながら、被害者支援に対応するためには、可能な所から変革していく必要があります。

現在、DV被害者が暴力から逃れるため、あるいは自立するために、転居や隔離などが必要となった場合、当事者は実に様々な手続きをしなければなりません。家族構成や生活実態によって、市民課・教育委員会・福祉事務所・子育て支援課・住宅課等など、市役所内だけでも複数の部署を回り、何度も事情を話したり、書類を書いたりするのは、当事者にとって大きな負担となります。県の窓口を経由していれば、市役所に手続きに来た時点で、ある程度の工程が生じていることとなります。

DV被害者は、精神的なダメージによって、フラッシュバックやうつ状態など、医療的ケアが必要となるケースも少なくありません。被害者を守るための手続きが、当事者の負担になるようでは、適切な支援は行えません。これらの現状は、一刻も早く解消すべきです。そこで、企画部長にお聞きします。

②特別な配慮が必要なケースに際し、当事者が市役所などで行う手続きを一括で行えるよう、各部署が連携したワンストップのシステムを検討する必要があると考えます。見解を求めます。

3. 自立支援：生活保護利用者への支援について質問いたします。

先日の質問で、わが会派の岩崎議員が、生活保護行政について様々質問致しましたが、私からも1点質問を致します。

小田原市での会派視察において、生活保護行政のあり方について学ばせて頂きましたが、その中で「自立支援事業」について説明をうけました。

小田原市では、生活保護を利用する方々の「中間的就労事業」として、庁内で連携し、行政が直接、自立支援のための就労業務を提供しています。就労の内容は、販売業務、窓口業務、公共施設の清掃業務、公共の緑地帯整備、農作業、公園清掃、公衆トイレ巡回清掃などがあるそうです。

大分市でも、委託事業として自立支援事業を行っていますが、小田原市の特色は、作業内容が3通りに分かれ、「無償ボランティア」だけでなく、交通費程度の支給を伴う「有償ボランティア」と、「最低賃金が保障された雇用契約」つまり賃金が発生する業務を、行政が提供している点です。

参加者は、コミュニケーションが苦手な方、病気のため仕事に制限があり就職を希望しても不採用になる方、長期間働いていない方、事故の後遺症で就労意欲が湧かない方、引きこもり、統合失調症など様々で、それぞれの状況や希望に応じて、「短時間ではある」けれど「体ならし」として、支援を行っているとのことでした。一般企業の就労に踏み切るには不安がある方々にとって、一定期間の就労体験として、あるいは就労への段階的な取り組みとして一助となるのではないのでしょうか。そこで提案いたします。

①就労が困難な生活保護利用者の自立支援のために、市の業務に係る作業を「中間的就労」の場として提供してはどうでしょうか。見解をお聞かせください。

4. 災害対策：水害対策

(1)河川の掘削・浚渫について

日本共産党は、近年多発する日本列島の自然災害に対し、国民の命と財産を守ることが政治の要であるとして、本腰を入れた対策を求めています。学者・専門家、自治体など、国民の英知を結集し、従来の延長線上ではない抜本的対策を行う時期がきています。

今やるべきは、公共事業のあり方を抜本的に転換し、大型開発や新規事業優先の「国土強靱化」ではなく、防災と老朽化対策に重点を移すべきです。地球温暖化や気候変動をリアルにとらえ、ダム偏重の治水政策を見直し、堤防強化などを早急に進めることが、この間の災害からの重要な教訓と考えます。

また、災害にあたって、住民に正確な情報提供をどのようにして行うか、避難についての的確な方針をどのようにつくるか、それを実施する体制をどう築くかなど、災害による被害を最小限に食い止めるために、あらゆる手をつくし、具体的な計画を住民と共有すべきとの提言を行っています。

この点を踏まえて、大分市における、河川の整備について質問いたします。

近年、超大型台風や線状降水帯など、従来の想定をはるかに上回る、短時間の集中豪雨により、河川が氾濫する被害が相次ぎ、早急な対応が求められています。

現在、河川整備は、「河川環境の整備と保全」「地域の意見を反映した河川整備の導入」等を行う

ことが法で定められ、地域の意見などを盛り込んで計画がつくられることになっていますが、実際には具体的な整備の個所が示されていません。

国交省でのレクチャーでは、「各地域の河川整備計画をもとに行われる」との説明に止まり、大分県に問い合わせてもまた同様に、「地域から要望が上がってきた段階で検討する」との答えしか返ってきません。

国・県・市でそれぞれ管理する河川が、現在どのような状況にあり、防災のために、今後、どの部分を整備するのが明確でなければ、市民の不安はつるばかりです。市民意見交換会等でも、河川整備を求める声は度々上がっており、整備の個所付けが求められています。

大分市は川と共にある町として謳われている通り、豊かな水辺の恩恵に預かっています。しかし、近年の異常気象がもたらす危険はこれまでになく増大しており、先手をうった防災対策は急務です。

この間、「大分川の浚渫はいつ行ったのか」「土砂が結構溜まっているのではないか」「堤防の補強はどの程度できているか」等、不安の声が寄せられます。そこで質問いたします。

①河川の現状の詳しい調査を行い、浚渫・掘削を早期に実施するよう、国と県に求めるべきと考えます。見解を求めます。

②現在の河川の整備状況や、今後整備予定の箇所が具体的に分かるよう、市民に分かりやすく計画を明示すべきと考えます。見解を求めます。

(2)羽田地域の水害対策について

滝尾校区においては、度々の浸水被害に見舞われ、水害対策は長年課題とされてきました。

特に近年、都市化によるアスファルト舗装が増え、田畑の宅地造成が広がったことで、地域の貴重なダム機能が失われつつあります。その上、雨の降り方が急激に変化し、地域住民の危機感が増しています。今後、大分川河口に、大型ポンプの設置計画はありますが、完成は2022年4月とされており、状況は深刻です。そこで、質問致します。

①ポンプ設置を早急に進める為、工事の前倒しが必要だと考えます。見解を求めます。

(再)滝尾・羽田地域において、特にこれまで冠水が起こっている羽田公民館付近では、雨水幹線の水位上昇によって逆流が起こっており、早急に浸水対策が必要です。そこで質問致します。

②この付近の浸水について、何らかの対策を検討すべきと考えます。見解を求めます。

5. JR問題：①利用者の声に対する対応について

JR駅無人化に反対する多くの声も聞かず、牧駅の無人化を強行し、12月1日からは豊肥線の大分大学前駅と敷戸駅も無人駅となりました。無人化実施後も、鉄道利用者から、不満や反対の声が上がっています。11月27日には、障がい者団体が抗議集会を行い、駅の利用に際して不便なことや、命に関わる重大な危険が語られました。JR九州は、公共交通としての責任をどのように考えているのでしょうか。

「券売機が高すぎて、車いすでは切符が買えない」「盲導犬とホームを歩くと、ホームの幅が狭くて危険を感じる」「駅員さんがいれば、忘れ物にもすぐ気が付いてくれた」「電車とホームの間に落差があり、乗降が困難」「予約の電話をしても、なかなか聞き取ってもらえない」など、すでに多くの障がい者、学生、高齢者が不便を感じ、利用者に危険が及んでいることも明確です。

このような現状は、到底容認できるものではなく、これら利用者の声を重く受け止めるべきと考えます。そこで質問致します。

① 大分市から駅無人化中止を、あらためてJR九州に求めるべきと考えます。見解を求めます。

先の集会では、「トイレに行きたいと思っても、駅員さんがいないので手助けしてもらえず大変困った」との声も出されました。

JR九州は、駅の無人化に先立ち、長らく危険だと言われていた滝尾駅の古いトイレを撤去しました。無人化導入後に事故でもあっては大変だと言わんばかりでありましたが、撤去したものの、この間、新しいトイレを作る様子はありません。

現在、大分市内の、滝尾・賀来・豊後国分・竹中の4つの駅にはトイレがありません。駅員さんという大切な役割を担う人をカットし、その上、トイレまで整備しないとすると、利用者が駅で困っても、どうすることもできません。先ほど述べた通り、現在、駅には様々な不備が生じています。交通利用に支障をきたし、命の危険まで及んでいる点は直ちに対処すべきです。そこで質問いたします。

② JR九州に対して、現在、生じているこれらの不備を解消するよう、整備を求めるべきと考えます。見解を求めます

大分市においては、本年1月31日～2月9日の期間で、【JR九州が行う「平成30年3月のダイヤ見直し」について】という件名でパブリックコメントを実施しました。行政が責任をもって市民の意見を集約して届け、JR九州に回答を求めたことは、責任ある対応として評価されるものです。寄せられた意見は、98世帯186件に及び、大分市が行うパブリックコメントとしては異例の数となりました。多くが、減便に反対する声であったことは言う間でもありません。

駅の無人化は、公共交通のあり方を大きく変えるものであり、だれもが安心して暮らせる町づくりに逆行します。現在の実態を把握し、利用者の声を聞くことは行政の責任です。そこで質問致します。

③ 公共交通を守る立場に立ち、あらためて現状を把握するために、パブリックコメントを実施すべきと考えます。見解を求めます。

6. 子ども医療費助成：①無料化の拡充について

子どもの医療費無料化について、わが会派は、再三にわたり拡充を求めて参りましたが、いまだ助成は就学前までで、全国的に拡充が遅れている状況であり、大分県内では、就学前で助成打ち切りとなるのは、別府市と大分市のみになりました。

先の議会の一般質問で、低所得世帯への助成拡大について質問が出されました。しかしながら、助成対象を低所得世帯に限定すれば、どんなに子どもが多い世帯でも、助成から外される事態が生じます。市民意見交換会では、6人のお子さんがある家庭の医療費負担を軽減してほしい、無料化をぜひ拡充して欲しいという旨の要望が出されました。所得による線引きは、子育て支援の対象者を絞ることになり、少子化対策に逆行することにもなりかねません。「7人に1人」と言われる子どもの貧困問題は、低所得世帯だけの問題ではないからこそ見えにくく、支援の手が及ばない深刻さを抱えているのです。

本年3月議会でも、市長は「全国市長会などで国へ要望している」との答弁に終始し、子育て世帯の切実な願いに背を向けています。しかし、多くの市町村では、保護者や関係者の運動が続けられ、本当に必要とされている制度だからこそ、無料化は自治体の判断でここまで広がってきたのです。

今年の4月時点で、高校生まで助成する自治体は全体の3割を超えており、5年前の3倍以上の水準となっています。もはや、中学卒業まで助成している自治体が主流であるのは、これまで何度も申し上げてきた通りです。そこで、あらためて質問致します。

①大分市で育つすべての子どもの健やかな成長を保障するため、子ども医療費助成を拡充すべきと考えます。見解を求めます。

7. 教育行政：①小学校のエアコン設置について

小学校のエアコン設置が来年度実施されますが、9月議会において早急な対応を行うとの意向が示されました。エアコン設置を早急にとの思いは、議会の総意であり、大分市においては、すでに計画を前倒しで進めているため、早急な取り組みが行われることと認識しています。

一方、本年11月、政府の2018年度補正予算が臨時国会で成立し、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」として、新たな交付金が創設されました。これにより、従来よりも自治体の財政負担が軽減され、小規模工事でも可能となるよう対象が広がりました。本来、国はもっと早く手を打つべきだったと考えますが、この交付金は、3月を軸に工事を終えるのが望ましいとして、補正予算措置となったものです。エアコン設置の重要性・緊急性は、生命に関わる問題として、再認識すべきであり、災害時には避難所となることも念頭に、今後、体育館へのエアコン設置も早急に検討すべきです。

先週、宮城県内の設備業界が悲鳴を上げているというニュースが、全国で話題となりました。教室数が多い上に、工事可能な時間帯なども限られ、建物の構造が学校毎に異なるなど、困難な状況も生じているようです。

大分市では来年の3月議会で予算可決後、工事に着手することになりますが、具体的な工事工程はこれからの課題です。工事に際しては、業者の問題だけにせず、学校現場と業者をつなぐ教育委員会の配慮こそ欠かせません。エアコン設置は、重要な防災対策です。年度当初の学校行事なども十分精査し、教育委員会で出来ることを可能な限り検討して頂くよう、あらためて要望して質問を終わります。